



山形県公報

平成22年3月26日(金)
第2129号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(文書課) ……323
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……同
- 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……324
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……同

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……329
- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭課) ……同
- 県議会定例会の閉会……………(財政課) ……330
- 救急病院等の告示……………(健康福祉企画課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……331
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 介護老人保健施設の許可……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……332
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退……………(同) ……同
- 昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正……………(環境企画課) ……333
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林課) ……334
- 基本測量の終了の通知……………(管理課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 事業の認定……………(同) ……同
- 山形県土地利用基本計画の変更……………(同) ……336
- 眺望景観資産の指定……………(同) ……同
- 景観回廊の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……337
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……338
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

- 同 ..... ( 同 ) …339
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) …340
- 県道の供用の開始 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) …341
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 道路の区域の変更 ..... (最上総合支庁建設総務課) … 同
- 県道の供用の開始 ..... ( 同 ) …342
- 道路の区域の変更 ..... (置賜総合支庁西置賜建設総務課) … 同
- 県道の供用の開始 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 都市計画事業の認可 ..... (都市計画課) …343
- 都市計画事業の変更の認可 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) …344
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) …345
- 同 ..... ( 同 ) … 同
- 都市計画事業の変更の認可の告示 ..... ( 同 ) … 同
- 同 ..... ( 同 ) …346
- 同 ..... ( 同 ) … 同

議 会 関 係

規 則

- 政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 347

病 院 事 業 局 関 係

規 程

- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程 ..... 同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ..... (最上総合支庁地域支援課) …349
- 県営住宅入居者の一般公募 ..... (庄内総合支庁建築課) …350
- 一般競争入札の公告 ..... (公安委員会) …352
- 同 ..... ( 同 ) …353
- 同 ..... ( 同 ) …354
- 同 ..... ( 同 ) …355
- 同 ..... ( 同 ) …356

そ の 他

- 西蔵王有料道路の料金に係る障害者割引の変更 ..... 357

正 誤

規 則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月県規則第86号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

|               |                                                                                                                                                                                                                       |               |  |  |            |  |  |       |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|--|------------|--|--|-------|
| 「             | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>                                                    | 株式等の事業・譲渡・雑所得 |  |  | を          |  |  |       |
| 株式等の事業・譲渡・雑所得 |                                                                                                                                                                                                                       |               |  |  |            |  |  |       |
| 「             | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">株式等の事業・譲渡・雑所得</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当所得</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 株式等の事業・譲渡・雑所得 |  |  | 上場株式等の配当所得 |  |  | に改める。 |
| 株式等の事業・譲渡・雑所得 |                                                                                                                                                                                                                       |               |  |  |            |  |  |       |
| 上場株式等の配当所得    |                                                                                                                                                                                                                       |               |  |  |            |  |  |       |
| 」             |                                                                                                                                                                                                                       | 」             |  |  |            |  |  |       |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

| 項       |         | 目    |       | 単 位   | 金 額    |
|---------|---------|------|-------|-------|--------|
| 微生物学的検査 | 培養検査    | 腸内細菌 | 業態者   | 1 件   | 880円   |
| 食品検査    | 成分規格検査  | 添加物  |       | 〃     | 12,300 |
|         |         | その他  |       | 〃     | 16,300 |
|         | 定性分析試験  | 普通成分 |       | 1 成分  | 3,160  |
|         |         | 特殊成分 |       | 〃     | 8,880  |
|         | 定量分析試験  | 普通成分 | 簡易なもの | 〃     | 7,310  |
|         |         |      | 複雑なもの | 〃     | 16,000 |
|         |         | 特殊成分 |       | 〃     | 50,900 |
| 微生物学的検査 | 一般細菌    |      | 1 種目  | 3,990 |        |
|         | 特殊細菌    |      | 〃     | 6,820 |        |
| 環境検査    | 土壌底質等検査 | 普通成分 | 簡易なもの | 1 成分  | 3,070  |
|         |         |      | 複雑なもの | 〃     | 11,800 |

|                    |                |        |       |        |       |
|--------------------|----------------|--------|-------|--------|-------|
| 水質検査               | 微生物学的検査        | 特殊成分   | 〃     | 54,500 |       |
|                    |                | 一般細菌   | 1種目   | 3,990  |       |
|                    |                | 特殊細菌   | 〃     | 6,820  |       |
|                    | 定量分析試験         | 普通成分   | 簡易なもの | 1成分    | 2,230 |
|                    |                |        | 複雑なもの | 〃      | 9,110 |
| 特殊成分               | 〃              | 40,100 |       |        |       |
| 微生物学的検査            | 一般細菌           | 1種目    | 3,990 |        |       |
|                    | 特殊細菌           | 〃      | 6,820 |        |       |
| 温泉分析試験             | 小分析試験          |        | 1件    | 26,200 |       |
|                    | 中分析試験          |        | 〃     | 78,700 |       |
|                    | ラジウムエマナチオン測定   |        | 〃     | 7,910  |       |
|                    | 可燃性天然ガス濃度測定    |        | 〃     | 42,200 |       |
| 温泉小、中分析試験成績書の謄本の交付 |                |        | 1通    | 4,400  |       |
| 診断書、成績書の謄本、証明書等の交付 | 診断書の交付         |        | 〃     | 840    |       |
|                    | 成績書の謄本、証明書等の交付 |        | 〃     | 630    |       |

(注) この表において「業態者」とは、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務に従事する者及び水道法（昭和32年法律第177号）第21条第1項に規定する水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者並びにこれらに準ずる者をいう。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第19号

##### 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和59年4月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第2条第1項の表第24項又は第25項」を「第2条第1項の表第30項又は第31項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第20号

##### 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第5条の4第2項」を「第5条の4第4項」に、「工事監理者（施工者）選任届（別記様式第4号）」を「工事監理者選任届（別記様式第4号）又は工事施工者選任届（別記様式第4号の2）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（証明書の交付）

第8条の2 建築物、建築設備及び工作物に係る次の事項の証明書の交付を受けようとする者は、確認済証等交付証明書交付申請書（別記様式第4号の3）を知事に提出しなければならない。

(1) 法第6条第4項及び第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けていること。

(2) 法第7条第5項及び第18条第16項（これらの規定を法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準

用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けていること。  
 (3) 法第7条の3第5項及び第18条第19項（これらの規定を法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付を受けていること。  
 第9条中「別記様式第4号の2」を「別記様式第4号の4」に改める。  
 第14条第1項第3号中「(政令第137条の4の適用を受けるもののうち工場の用途に供するものを除く。)」を削る。  
 第17条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
 2 前項の申請書には、省令第9条に定める図面及び承諾書のほか、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。  
 第26条中「別表第2」を「別表第3」に改める。  
 第27条中「ただし」を「ただし、第8条の2」に改める。  
 別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

| 図書の種類                                                    |      | 明示すべき事項                                                                                                |
|----------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路として指定を受けようとする部分の関係権利者全員の印鑑登録証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。） |      |                                                                                                        |
| 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。） |      | 指定を受けようとする道路の境界線                                                                                       |
| 現況図                                                      |      | 縮尺及び方位                                                                                                 |
|                                                          |      | 地目<br>既存建築物がある場合は、その敷地の境界線、建築物及び工作物の位置、建ぺい率及び容積率の制限に対する適合状況並びに建築物の高さの制限に対する適合状況                        |
| 土地利用計画図                                                  |      | 縮尺及び方位                                                                                                 |
|                                                          |      | 予定建築物等の敷地の面積及び敷地の境界線                                                                                   |
|                                                          |      | 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、車両及び歩行者の通行に支障のない部分の幅（側溝に堅固な構造の蓋を設ける場合は、当該側溝の幅を含む。）、構造物、すみ切りの寸法、勾配、地盤面の高さ及び道路の境界線 |
|                                                          |      | 指定を受けようとする道路に接する土地の切土又は盛土をする前後の地盤面の高さ                                                                  |
|                                                          |      | 既に指定を受けた道路に接して指定を受けようとする場合は、その指定年月日及び指定番号                                                              |
| 道                                                        | 横断面図 | 縮尺及び方位                                                                                                 |
|                                                          |      | 道路の形状、断面及び幅員                                                                                           |
|                                                          |      | 切土及び盛土ののり面の勾配                                                                                          |
|                                                          |      | 路面及び路床の構造                                                                                              |
|                                                          |      | 側溝、縁石等の構造物の位置                                                                                          |
| 路                                                        | 縦断面図 | 縮尺及び方位                                                                                                 |
|                                                          |      | 道路の総延長                                                                                                 |
|                                                          |      | 測点間の距離                                                                                                 |
|                                                          |      | 測点、変化点の道路の路面の高さ                                                                                        |
|                                                          |      | 道路の勾配                                                                                                  |
| 路                                                        | 構造図  | 縮尺                                                                                                     |
|                                                          |      | 道路の形状及び寸法                                                                                              |
|                                                          |      | 材料の規格及び寸法                                                                                              |

|                  |      |                                                 |
|------------------|------|-------------------------------------------------|
| 排<br>水<br>施<br>設 | 平面図  | 縮尺及び方位                                          |
|                  |      | 凡例                                              |
|                  |      | 排水区域の区域界                                        |
|                  |      | 排水施設の位置、種類、形状、内のり寸法、材料、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 |
|                  |      | 汚水柵及び雨水柵の位置、形状及び構造                              |
| 水                | 横断面図 | 縮尺                                              |
|                  |      | 排水施設の規格、寸法及び材料                                  |
|                  |      | 基礎の規格、形状、寸法及び材料                                 |
| 施<br>設           | 縦断面図 | 縮尺                                              |
|                  |      | 切土又は盛土をする前後の地盤面の高さ                              |
|                  |      | マンホールの位置及びマンホール間の距離                             |
|                  |      | 管渠 <small>きよ</small> の勾配及び土被り                   |
| 設                | 構造図  | 縮尺                                              |
|                  |      | 排水施設の名称、形状及び寸法                                  |
|                  |      | 材料の規格及び寸法                                       |

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

工事監理者選任(変更)届

年 月 日

建築主事 殿

届出人 氏 名

建築基準法施行細則第8条の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 建築主(築造主)住所氏名
- 2 建築(築造)地名地番
- 3 確認済証交付年月日及び番号
- 4 工事監理者(変更の場合は、新しい工事監理者)  
(代表となる工事監理者)
  - (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
  - (2) 氏名
  - (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
  - (4) 所在地
  - (5) 電話番号
  - (6) 工事と照合する設計図書  
(その他の工事監理者)
    - (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
    - (2) 氏名
    - (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
    - (4) 所在地
    - (5) 電話番号
    - (6) 工事と照合する設計図書
- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 電話番号
- (6) 工事と照合する設計図書

5 変更時の工程

| ※市町村受付 | ※総合支庁受付 |
|--------|---------|
|        |         |

- (注) 1 この用紙に書き切れないときは、別紙に記入してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第4号の2を別記様式第4号の4とし、別記様式第4号の次に次の2様式を加える。  
様式第4号の2

工事施工者選任（変更）届

年 月 日

建築主事 殿

届出人 氏 名

建築基準法施行細則第8条の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 建築主（築造主）住所氏名
- 2 建築（築造）地名地番
- 3 確認済証交付年月日及び番号
- 4 工事施工者（変更の場合は、新しい工事施工者）
  - (1) 氏名
  - (2) 営業所名 建設業の許可 ( ) 第 号
  - (3) 所在地
  - (4) 電話番号
- 5 変更時の工程

| ※市町村受付 | ※総合支庁受付 |
|--------|---------|
|        |         |

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第4号の3

確認済証等交付証明書交付申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所  
氏名

建築基準法施行細則第8条の2の規定により、下記の建築物（建築設備、工作物）に係る確認済証等交付証明書の交付を受けたいので申請します。

記

|                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| 1 建築主、設置者又は築造主                    |            |
| 2 建築（設置、築造）地名地番                   |            |
| 3 建築物の構造及び階数（建築設備及び工作物にあつては、その種類） |            |
| 4 建築物の面積又は工作物の築造面積                |            |
| 5 確認済証交付年月日及び番号                   |            |
| ※総合支庁受付                           | ※手数料欄（県証紙） |
|                                   |            |

- (注) 1 建築設備に係る確認済証等交付証明書の交付を申請する場合は、4欄の記載は不要です。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 県証紙には、消印しないでください。

別記様式第9号中「原動機馬力数」を「原動機の出力」に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号

建築物調書（既存不適格調書）

建築主事 殿

年 月 日

建築主 住所  
氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
(署名又は記名押印)

1 調査者

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- (2) 氏名 ㊟
- (3) 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- (4) 所在地
- (5) 電話番号

2 計画概要

- (1) 敷地の位置（地名地番）
- (2) 建築物の主要用途
- (3) 用途地域
- (4) 防火地域

(5) その他の地域地区

3 既存不適格条項

4 敷地及び建築物の概要

|                 |          | 基 準 時<br>( 年 月) | 現在 | 本申請分 | 合計     |
|-----------------|----------|-----------------|----|------|--------|
| 敷地面積 (㎡)        |          |                 |    |      |        |
| 建築面積 (㎡)        |          |                 |    |      |        |
| 延べ面積 (㎡)        |          |                 |    |      |        |
| 建築物別概要<br>(第 号) | 用 途      |                 |    | 工事種別 |        |
|                 | 申請部分の用途  |                 |    | 階 数  | 地上 /地下 |
|                 |          | 基 準 時<br>( 年 月) | 現在 | 本申請分 | 合計     |
|                 | 建築面積 (㎡) |                 |    |      |        |
|                 | 延べ面積 (㎡) |                 |    |      |        |
| 建築物別概要<br>(第 号) | 用 途      |                 |    | 工事種別 |        |
|                 | 申請部分の用途  |                 |    | 階 数  | 地上 /地下 |
|                 |          | 基 準 時<br>( 年 月) | 現在 | 本申請分 | 合計     |
|                 | 建築面積 (㎡) |                 |    |      |        |
|                 | 延べ面積 (㎡) |                 |    |      |        |
| 備 考             |          |                 |    |      |        |

(注) 1 建築物の現況に関する資料を別途添付してください。

2 建築物の棟数に応じ、適宜行を増やしてください。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**告 示**

山形県告示第227号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.85パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年3月10日から適用する。
- 平成22年3月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第228号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号中「母子家庭等医療」を「ひとり親家庭等医療」に改め、同号イ中「女子」を「女子又はこれに準ずる男子」に改める。

別記様式第1号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

「 重度心身障がい(児)者

別記様式第2号中 年度 子 育 て 支 援 医療給付事業補助金変更交付申請書 を  
母 子 家 庭 等 」

「 重度心身障がい(児)者

年度 子 育 て 支 援 医療給付事業補助金変更交付申請書 に改める。  
ひ と り 親 家 庭 等 」

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1項第3号イの改正規定は、同年7月1日から施行する。

#### 山形県告示第229号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成22年2月19日招集した山形県議会定例会は、同年3月18日閉会した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第230号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称             | 所 在 地         | 認 定 期 間                      |
|-----------------|---------------|------------------------------|
| 山 形 県 立 中 央 病 院 | 山形市大字青柳1800番地 | 平成22年4月28日から<br>平成25年4月27日まで |

#### 山形県告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類         | 指定年月日      |
|------------------------|--------------------------------|-----------------|------------|
| 医療法人社団松柏会              | グランドホームはたごまち<br>山形市旅籠町一丁目7番23号 | 特定施設入居者生<br>活介護 | 平成22. 3. 1 |

#### 山形県告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称 | 事業所の名称及び所在地                                  | サービスの種類     | 指定年月日       |
|--------------------|----------------------------------------------|-------------|-------------|
| アースサポート株式会社        | アースサポート株式会社 山形在宅サ<br>ビスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成22. 2. 24 |

|                 |                               |        |   |      |
|-----------------|-------------------------------|--------|---|------|
| 株式会社あさひケアパートナーズ | ケアプランセンターあさひ<br>山形市松波四丁目8番13号 | 居宅介護支援 | 同 | 2.26 |
|-----------------|-------------------------------|--------|---|------|

**山形県告示第233号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類             | 指定年月日      |
|----------------------|--------------------------------|---------------------|------------|
| 医療法人社団松柏会            | グランドホームはたごまち<br>山形市旅籠町一丁目7番23号 | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 平成22. 3. 1 |

**山形県告示第234号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|--------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 医療法人社団松柏会          | 医療法人社団松柏会 桜町わかばクリニック<br>山形市桜町4番10号 | 通所リハビリテーション | 平成22. 2. 28 |

**山形県告示第235号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名 | 介護老人保健施設の名称及び所在地                  | サービスの種類  | 指定年月日      |
|---------------------|-----------------------------------|----------|------------|
| 医療法人社団松柏会           | 介護療養型老人保健施設 木の実<br>山形市旅籠町一丁目7番23号 | 介護老人保健施設 | 平成22. 3. 1 |

**山形県告示第236号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類         | 廃止年月日       |
|----------------------|------------------------------------|-----------------|-------------|
| 医療法人社団松柏会            | 医療法人社団松柏会 桜町わかばクリニック<br>山形市桜町4番10号 | 介護予防通所リハビリテーション | 平成22. 2. 28 |

## 山形県告示第237号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                               | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日       |
|-------------------------------------|-------------------------------------------|----------------|-------------|
| 特定非営利活動法人輝きネットワーク<br>山形市東山形一丁目5番16号 | メディアかがやき<br>山形市東山形一丁目5番16号                | 就労継続支援B型       | 平成22. 1. 29 |
| 社会福祉法人山形県コロニー協会<br>山形市桜田南1番19号      | 山形県コロニーセンター<br>山形市桜田南1番19号                | 就労継続支援B型       | 同           |
| 社会福祉法人山形県コロニー協会<br>山形市桜田南1番19号      | 山形県コロニーセンター共同生活援助事業所<br>山形市桜田南1番19号       | 共同生活援助         | 同           |
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号      | アースサポート株式会社 山形在宅サービスセンター<br>山形市八日町一丁目2番2号 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同 3. 1      |

## 山形県告示第238号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                  | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------|----------------------------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人未知<br>山形市鳥居ヶ丘15番3号  | 障害福祉サービス事業所未知（メディアかがやき事業所）<br>山形市東山形一丁目5番16号 | 就労継続支援B型    | 平成22. 1. 31 |

## 山形県告示第239号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地    | 施設の名称及び所在地                          | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 辞退の効力発生年月日  |
|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------|-------------|
| 社会福祉法人山形県コロニー協会<br>山形市桜田南1番19号 | 身体障害者授産施設山形県コロニーセンター<br>山形市沼の辺町5番1号 |                        | 平成22. 1. 31 |

**山形県告示第240号**

昭和49年4月県告示第443号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「

|   |
|---|
| B |
| C |

」を「

|   |
|---|
| B |
| A |

」に改める。

**山形県告示第241号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市  
鶴岡市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成21年6月1日から平成22年3月12日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

**山形県告示第242号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
南陽市  
東置賜郡高島町  
東置賜郡川西町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成21年8月25日から平成22年3月12日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（成果不整合地域における基準点改測作業）

**山形県告示第243号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 平 田 武 弘 | 長井市寺泉1325番地 |

**山形県告示第244号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字月山沢字仙人岳・字大越（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第245号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成21年6月1日から平成22年3月12日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子基準点現地調査作業）

**山形県告示第246号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成21年8月25日から平成22年3月12日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基準点現況調査作業）

**山形県告示第247号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
社会福祉法人みゆき福祉会
- 2 事業の種類  
介護老人福祉施設みずほの里の20床増築整備事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分 上山市牧野字清水地内

(2) 使用の部分 上山市牧野字清水地内

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

介護老人福祉施設みずほの里の20床増築整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人みゆき福祉会は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 上山市における高齢者の人口は全国的な少子高齢化の進行の中で、増加していくと予想されている。それに伴い、高齢化率も年々高くなり、要介護認定者の推移も増加傾向にある。上山市では現在介護老人福祉施設2箇所計160床が設置運営されているが、平成21年9月末現在258人が入所待機を余儀なくされている。

上山市では、要介護者の増加や高齢者の福祉ニーズに応じ、「上山市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画」に掲げる「高齢者が元気で明るく幸せを感じることができる社会を目指して、一人ひとりを大切に、地域で支え合うまちづくり」の実現を目的としており、施設サービスの基盤の整備等の施策を実現するため、「上山市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画」の上乗せ整備分として「介護老人福祉施設みずほの里の20床増築整備計画」を推進している。本件事業は、こうした福祉行政施策の推進に寄与するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されておらず、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあること、また、工事機械作動時の防音にも充分配慮する等の措置が講じられることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、既存の施設に合築して、施設介護において連携を強化し、利用者の心身の健康保持及び生活の安定に資するものとするとともに、事業面積や事業費を必要最小限に抑えることができる既存施設周辺とし、

(イ) 全体面積1,844.05㎡以上確保できること

(ロ) 入所者の外出時の安全性や利便性を確保できること

(ハ) 騒音、農作業の消毒等の影響が少なく、良好な住環境を確保できること

(ニ) 安価に用地取得、造成ができること

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、既存介護老人福祉施設みずほの里の南東側に隣接し、隣接道路は交通量も少なく、通事情が良好であること、周辺は水田であり、騒音、消毒等の影響も少なく住環境として良好であること、用地取得費も安価で、既存敷地との高低差が1m以上あるが、造成費用が安価で済むことなどから全ての条件に適合し最も優れていることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

##### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 上山市における高齢者の人口は全国的な少子高齢化の進行の中で、増加していくと予想されている。それに伴い、高齢化率も年々高くなり、要介護認定者の推移も増加傾向にある。上山市では現在介護老人福祉施設2箇所計160床が設置運営されているが、平成21年9月末現在258人が入所待機を余儀なくされている。

上山市では、要介護者の増加や高齢者の福祉ニーズに応じ、「上山市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画」に掲げる「高齢者が元気で明るく幸せを感じることができる社会を目指して、一人ひとりを大切に、地域で支え合うまちづくり」の実現を目的としており、施設サービスの基盤の整備等の施策を実現するため、

「上山市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画」の上乗せ整備分として「介護老人福祉施設みずほの里の20床増築整備計画」を推進している。それにもかかわらず、本件事業を実施しないとすれば、上山市における上記計画の実現が遅れるとともに、すみやかな入所を期待している市民の需要に応えられないこととなる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には土地改良区の水路の上を通路として利用する箇所があり、その箇所については取用する必要はなく、使用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を取用使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

上山市健康福祉課

**山形県告示第248号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、土木部管理課において縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更内容

山形県土地利用基本計画図に係る都市地域の拡大、農業地域の拡大及び森林地域の縮小

2 変更に係る市町村

酒田市、長井市及び最上郡真室川町

**山形県告示第249号**

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定年月日

平成22年3月10日

2 名称

創造の森からの庄内平野の眺め

3 視点

北緯38度40分53秒、東経139度55分44秒（鶴岡市創造の森の交流館のテラス）

4 主たる対象物

庄内平野の田畑

**山形県告示第250号**

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第29条第1項の規定により、景観回廊を次のとおり指定した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定年月日

平成22年3月10日

2 名称

置賜景観回廊

3 区域

次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、土木部管理課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。）

### 山形県告示第251号

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第29条第1項の規定により、景観回廊を次のとおり指定した。  
平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定年月日  
平成22年3月10日

2 名称  
庄内景観回廊

3 区域  
次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、土木部管理課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。）

### 山形県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。  
平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 萱平河崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       |
|---------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 上山市牧野字中原2324番から<br>同 字宿尻711番1まで | 旧    | 16.4メートル<br>} 6.2  | 1,215メートル |
| 同 上                             | 新    | 16.4メートル<br>} 6.2  | 同 上       |
| 同 上                             |      | 77.4メートル<br>} 12.6 | 1,260メートル |

### 山形県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。  
平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 天童市五日町一丁目225番1から  
同 216番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

## 山形県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|---------------------|---|------|----------|-----------|
| 寒河江市大字寒河江字鷹ノ巣6番地先から |   | 旧    | 10.0メートル | メートル<br>2 |
| 同 5番まで              |   |      | 10.0     |           |
| 同                   | 上 | 新    | 12.4メートル | 同上        |
|                     |   |      | 12.4     |           |

## 山形県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|---------------------|---|------|----------|------------|
| 寒河江市大字田代字前田代254番地から |   | 旧    | 16.0メートル | メートル<br>13 |
| 同 272番地まで           |   |      | 7.0      |            |
| 同                   | 上 | 新    | 15.0メートル | 同上         |
|                     |   |      | 7.0      |            |

## 山形県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯野沢寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|--------------------|---|------|----------|-------------|
| 西村山郡河北町谷地字根際147番から |   | 旧    | 18.0メートル | メートル<br>483 |
| 同 西里字白山5813番まで     |   |      | 9.4      |             |
| 同                  | 上 | 新    | 18.0メートル | 同上          |
|                    |   |      | 14.0     |             |

## 山形県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長       |
|-----------------------------|------|-----------------------|-----------|
| 西村山郡河北町谷地字東575番地から<br>同 上まで | 旧    | 10.8メートル<br>}<br>10.8 | メートル<br>3 |
| 同 上                         | 新    | 12.5メートル<br>}<br>10.8 | 同 上       |

## 山形県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|---------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡西川町大字大井沢字明道2288番2から<br>同 2288番1まで | 旧    | 17.8メートル<br>}<br>15.5 | メートル<br>83 |
| 同 上                                   | 新    | 49.0メートル<br>}<br>16.5 | 同 上        |

## 山形県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 左沢浮島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字大沼字川前560番1から<br>同 567番2まで | 旧    | 13.0メートル<br>}<br>3.9 | メートル<br>175 |
| 同 上                                | 新    | 14.2メートル<br>}<br>4.8 | 同 上         |

**山形県告示第260号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                        |
|-----------------------------------------|------|--------------------------------------|----------------------------|
| 西村山郡大江町大字三郷字下ノ神甲810番4地先から<br>同 甲630番2まで | 旧    | 10.0 <small>メートル</small><br>}<br>5.0 | <small>メートル</small><br>180 |
| 同 上                                     | 新    | 14.0 <small>メートル</small><br>}<br>9.0 | 同 上                        |

**山形県告示第261号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字寒河江字鷹ノ巣6番地先から  
同 5番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

**山形県告示第262号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 湯野沢寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字根際147番から  
同 西里字白山5813番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

**山形県告示第263号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字東575番地から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

**山形県告示第264号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字大井沢字明道2288番2から  
同 2288番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

**山形県告示第265号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 左沢浮島線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大沼字川前560番1から  
同 567番2まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

**山形県告示第266号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字三郷字下ノ神甲810番4地先から  
同 甲630番2まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

**山形県告示第267号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|-------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 新庄市大字松本字松本319番12から<br>同 五日町字宮内396まで | 旧    | 50.0メートル<br>} 12.0 | メートル<br>1,168 |
| 同 上                                 | 新    | 50.0メートル<br>} 12.0 | 同 上           |

**山形県告示第268号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字松本字松本319番12から  
同 五日町字宮内396まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月30日

**山形県告示第269号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 萩生黒沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                       |
|--------------------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳959番1から<br>同 3586番まで | 旧    | 15.0 <small>メートル</small><br>}<br>12.5 | <small>メートル</small><br>74 |
| 同 上                                  | 新    | 15.0 <small>メートル</small><br>}<br>12.5 | 同 上                       |

**山形県告示第270号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 萩生黒沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳959番1から  
同 3586番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

**山形県告示第271号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年3月26日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長井飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳959番1から  
同 3599番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月26日

**山形県告示第272号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
天 童 市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
    - (2) 名 称 天童公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）天童市流域関連公共下水道）
  - 3 事業地
    - (1) 収用の部分 なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 4 事業施行期間  
平成22年3月26日から平成28年3月31日まで
- 

**山形県告示第273号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
庄 内 町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種 類 余目都市計画下水道事業
    - (2) 名 称 余目町公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）庄内町流域関連公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
平成5年10月29日から平成28年3月31日まで
- 

**山形県告示第274号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
三 川 町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種 類 三川都市計画下水道事業
    - (2) 名 称 三川町公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
平成5年10月29日から平成28年3月31日まで
-

**山形県告示第275号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山 辺 町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名 称 山辺町公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）山辺町流域関連公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
平成元年7月28日から平成28年3月31日まで
- 

**山形県告示第276号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 尾花沢都市計画下水道事業、大石田都市計画下水道事業  
(2) 名 称 尾花沢公共下水道、大石田公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）尾花沢市大石田町流域関連公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
平成7年7月4日から平成28年3月31日まで
- 

**山形県告示第277号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
東 根 市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 東根都市計画下水道事業  
(2) 名 称 東根公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）東根市流域関連公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
昭和51年9月22日から平成28年3月31日まで
-

**山形県告示第278号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
天 童 市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
    - (2) 名 称 天童公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）天童市流域関連公共下水道）
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
昭和61年5月27日から平成28年3月31日まで
- 

**山形県告示第279号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
最 上 町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種 類 最上都市計画下水道事業
    - (2) 名 称 最上町公共下水道
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
  - 4 事業施行期間  
平成6年12月9日から平成29年3月31日まで
- 

**山形県告示第280号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
    - (2) 名称 最上川流域下水道（山形処理区）
  - 2 施行者の名称  
山形県
  - 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
  - 4 事業地の所在
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 告示年月日及び番号  
平成22年3月16日 東北地方整備局告示第27号
-

**山形県告示第281号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画及び大石田都市計画下水道事業を村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道事業に変更する。

(2) 名称 最上川流域下水道（村山処理区）

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

昭和54年建設省告示第1595号、昭和56年建設省告示第1282号、昭和60年建設省告示第41号、平成7年建設省告示第1092号及び平成9年建設省告示第1842号の事業地から山形県村山市大字河島元杉島字ウワ田、大字河島元塩川字横石及び字南谷地、大字稲下字山ノ外、字平林、字堂ノ前及び字ノキハ、基点並びに大字大久保字稲ノ下、字高橋、字東及び字市ノ町、東根市大字藤助新田字堀口、字中島、字小沼及び字前河原、大字長瀬字八反、大字蟹沢字元林、字楯の越、字熊の堂、字土手脇、字羽黒堂及び字北口並びに大字島大堀字島浦及び字島、尾花沢市大字尾花沢字上町、字南原及び字下新田、西村山郡河北町谷地字山王並びに北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原、字東町、字野中沢、字小路、字本町、字四日町及び字日照畑、大字横山字寺下、字上ノ原、字源平原、字中島、字来迎寺原及び字小菅道脇並びに大字田沢字小菅及び字田前地内を削り、村山市大字富並字鷲ノ倉地内を加え、村山市大字稲下字川口、大字大久保字下野及び大字河島元杉島字川端、東根市大字野田字シタ、大字長瀬字草野及び字本楯並びに大字蟹沢字西、西村山郡河北町谷地字下野並びに北村山郡大石田町大字横山字中道及び字来迎寺並びに大字田沢字小野原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

平成22年3月16日 東北地方整備局告示第28号

**山形県告示第282号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 余目都市計画、藤島都市計画、三川都市計画及び酒田都市計画下水道事業

(2) 名称 最上川下流流域下水道

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収容の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

平成22年3月16日 東北地方整備局告示第26号

## 議 会 関 係

### 規 則

#### 山形県議会規則第1号

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

山形県議会議長 佐 貝 全 健

#### 政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月山形県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

|   |               |  |  |       |
|---|---------------|--|--|-------|
| 「 | 株式等の事業・譲渡・雑所得 |  |  | を     |
|   | 株式等の事業・譲渡・雑所得 |  |  |       |
| 「 | 上場株式等の配当所得    |  |  | に改める。 |
|   |               |  |  |       |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 病 院 事 業 局 関 係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月26日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

#### 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「並びに中央病院とがん・生活習慣病センターとの間及び同病院と救命救急センターとの間」を削る。

別表第1 収益勘定の項の表中

|   |   |   |                  |                    |    |
|---|---|---|------------------|--------------------|----|
| 「 |   | 3 | その他特別利益          |                    | を  |
|   | 2 |   | がん・生活習慣病センター事業収益 | がん・生活習慣病センター事業の総収益 |    |
| 「 | 3 |   | 救命救急センター事業収益     | 救命救急センター事業の総収益     | に改 |
|   |   | 3 | その他特別利益          |                    |    |

め、同表の注書を削り、別表第1 費用勘定の項の表中

|   |  |   |                  |                    |
|---|--|---|------------------|--------------------|
|   |  | 4 | その他特別損失          |                    |
| 2 |  |   | がん・生活習慣病センター事業費用 | がん・生活習慣病センター事業の総費用 |
| 3 |  |   | 救命救急センター事業費用     | 救命救急センター事業の総費用     |

を

|  |  |   |         |  |
|--|--|---|---------|--|
|  |  | 4 | その他特別損失 |  |
|--|--|---|---------|--|

に改

め、同表の注書を削り、別表第1整理勘定の項の表を次のように改める。

整理勘定

| 款 | 項 | 目 | 節 | 勘定科目   | 備考        |
|---|---|---|---|--------|-----------|
| 1 |   |   |   | 本局病院勘定 | 本局病院間の振替額 |
|   | 1 |   |   | 本局勘定   | 本局へ振り替えた額 |
|   | 2 |   |   | 病院勘定   | 病院へ振り替えた額 |

別表第2収益的収入及び支出の部の項の表を次のように改める。

収益的収入及び支出の部

収 入

| 款 | 項 | 目 | 節 | 収入科目   | 備考       |
|---|---|---|---|--------|----------|
| 1 |   |   |   | 病院事業収益 | 病院事業の総収益 |

(注) 第1款病院事業収益に属する項、目及び節は、それぞれ別表第1収益勘定の項の表に規定する項、目及び節に準ずる。

支 出

| 款 | 項 | 目 | 節 | 支出科目       | 備考       |
|---|---|---|---|------------|----------|
| 1 |   |   |   | 病院事業費用     | 病院事業の総費用 |
|   | 2 | 5 |   | 消費税及び地方消費税 |          |
|   | 4 |   |   | 予備費        |          |
|   |   | 1 |   | 予備費        |          |

(注) 第1款病院事業費用に属する項、目及び節は、この表に規定するもののほか、それぞれ別表第1費用勘定の項の表に規定する項、目及び節に準ずる。

別表第2資本的収入及び支出の部の項収入の項の表中

|   |  |  |                     |      |   |
|---|--|--|---------------------|------|---|
| 6 |  |  | その他資本的収入            | 補助金等 |   |
| 2 |  |  | がん・生活習慣病センター事業資本的収入 |      | を |
| 3 |  |  | 救命救急センター事業資本的収入     |      |   |

|   |  |  |          |      |    |
|---|--|--|----------|------|----|
| 6 |  |  | その他資本的収入 | 補助金等 | に改 |
|---|--|--|----------|------|----|

め、同表の注書を削り、別表第2資本的収入及び支出の部の項支出の項の表中

|   |  |  |                     |         |   |
|---|--|--|---------------------|---------|---|
| 5 |  |  | その他資本的支出            | 補助金の還付等 |   |
| 2 |  |  | がん・生活習慣病センター事業資本的支出 |         | を |
| 3 |  |  | 救命救急センター事業資本的支出     |         |   |

|   |  |  |          |         |    |
|---|--|--|----------|---------|----|
| 5 |  |  | その他資本的支出 | 補助金の還付等 | に改 |
|---|--|--|----------|---------|----|

め、同表の注書を削る。

#### 附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の山形県病院事業局財務規程の規定は、平成22年度の予算に係る収入、支出その他の財務から適用し、平成21年度以前の予算に係る収入、支出その他の財務については、なお従前の例による。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日  
平成22年3月10日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称  
特定非営利活動法人 オープンハウスひまわり
  - 代表者の氏名  
小野 美津江
  - 主たる事務所の所在地  
最上郡舟形町堀内2990番地1
  - 定款に記載された目的  
この法人は、最上地域に居住する者に対して助け合いの精神にもとづいて、支援と援助を必要とする人々に、福祉サービスの提供と子育てを促進する事業を行い、豊かで住みよいまちづくりの推進を行い、社会に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                    | 所在地                   | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |
|-----------------------|-----------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|
|                       |                       | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |
| 県営末広アパ<br>ート1号(B)     | 鶴岡市末広町23<br>-63       | 3DK  | 69.3                          | 1    | 一般用 | 22,200                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,100                             | 37,900                             | 43,700                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |
| 同<br>3号(B)            | 同<br>23<br>-60        | 同    | 69.3                          | 1    | 同   | 22,200                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,100                             | 37,900                             | 43,700                             |                          |
| 同<br>川南アパ<br>ート3号     | 酒田市若宮町二<br>丁目1-3      | 2DK  | 54.6                          | 1    | 同   | 16,400                  | 18,900                             | 21,600                             | 24,400                             | 27,900                             | 32,200                             |                          |
| 同<br>こがねアパ<br>ート2号(D) | 同<br>こがね町<br>一丁目21-11 | 3DK  | 71.5                          | 2    | 同   | 19,800                  | 22,900                             | 26,100                             | 29,500                             | 33,700                             | 38,900                             |                          |
| 同<br>東泉アパ<br>ート2号(A)  | 同<br>東泉町四<br>丁目15-22  | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,200                  | 21,000                             | 24,000                             | 27,100                             | 31,000                             | 35,800                             |                          |
| 同<br>3号(A)            | 同                     | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,300                             | 24,400                             | 27,500                             | 31,400                             | 36,300                             |                          |
| 同<br>新橋アパ<br>ート(B)    | 同<br>新橋五丁<br>目5-1     | 同    | 68.2                          | 1    | 同   | 24,300                  | 28,100                             | 32,100                             | 36,200                             | 41,400                             | 47,700                             |                          |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年4月5日から同月9日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間 AM10:00～PM5:00）（ただし、郵送の場合は平成22年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター（庄内事務所）

## 5 入居の時期 平成22年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地域安全パトロール業務（山形警察署、上山警察署及び寒河江警察署管内）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成22年4月9日（金） 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 地域安全パトロール業務（山形警察署、上山警察署及び寒河江警察署管内）一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成22年5月1日から平成22年12月31日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登録されていること。

(5) 現に、2(1)の役務を履行する区域内において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号の警備業務のいずれも取り扱うことができること。

(6) 現に、2(1)の役務を履行する区域内に、警備業法上の営業所を有すること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号023-626-0110

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

(1) この入札及び契約に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。

(2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年4月1日（木）午後5時までに山形県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出すること。

(3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地域安全パトロール業務（天童警察署、村山警察署及び新庄警察署管内）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成22年4月9日（金） 午後2時00分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 地域安全パトロール業務（天童警察署、村山警察署及び新庄警察署管内）一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成22年5月1日から平成22年12月31日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登録されていること。
  - (5) 現に、2(1)の役務を履行する区域内において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号の警備業務のいずれも取り扱うことができること。
  - (6) 現に、2(1)の役務を履行する区域内に、警備業法上の営業所を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- 山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号023-626-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この入札及び契約に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年4月1日（木）午後5時までに山形県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出すること。
  - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地域安全パトロール業務（酒田警察署及び鶴岡警察署管内）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成22年4月9日（金） 午後2時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 地域安全パトロール業務（酒田警察署及び鶴岡警察署管内）一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年5月1日から平成22年12月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相

当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に記載されていること。
- (5) 現に、2(1)の役務を履行する区域内において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号の警備業務のいずれも取り扱うことができること。
- (6) 現に、2(1)の役務を履行する区域内に、警備業法上の営業所を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号023-626-0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この入札及び契約に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。
- (2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年4月1日（木）午後5時までに山形県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出すること。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地域安全パトロール業務（長井警察署、南陽警察署及び米沢警察署管内）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成22年4月9日（金） 午後3時00分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 地域安全パトロール業務（長井警察署、南陽警察署及び米沢警察署管内）一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年5月1日から平成22年12月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。
  - (5) 現に、2(1)の役務を履行する区域内において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号の警備業務のいずれも取り扱うことができること。
  - (6) 現に、2(1)の役務を履行する区域内に、警備業法上の営業所を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号023-626-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この入札及び契約に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年4月1日（木）午後5時までに山形県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出すること。
  - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察通信指令システム機器の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成22年5月10日（月） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県警察通信指令システム機器 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成23年3月31日（木）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加の資格等に係る公告（平成22年1月22日

- 付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- (6) 9の(1)に規定する納入仕様書等により、基本的仕様及び特質が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部生活安全部通信指令課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書、3の(4)及び(5)に係る証明書、3の(6)に係る納入仕様書その他必要な書類（以下「納入仕様書等」という。）を平成22年4月16日（金）午後1時まで山形県警察本部生活安全部通信指令課に提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured : Yamagata Prefectural Police Communications Command System apparatus : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 10:00 AM, May 10th, 2010
- (3) Contact point for the notice : Communications Command Section, Community Safety Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023-626-0110

## そ の 他

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の規定により徴収する西藏王有料道路に係る料金の額について次のとおり変更し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

山形県道路公社

理事長職務代行者 理事 伊 藤 昇

変更の内容

障害者割引については、次のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、山形県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、山形県道路公社が別に定めるもの

ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき山形県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、山形県道路公社が別に定めるもの

(2) 割引率

割引率は5割以下とする。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|------------|------------|-----|---|---|---|
| 平成22. 2.12 | 第2117号     | 135 | 5 |   |   |

誤

|                              |   |                                       |                           |
|------------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------|
| 西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳959番1から<br>同 | 旧 | 31.0 <small>メートル</small><br>}<br>17.0 | <small>メートル</small><br>10 |
|------------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------|

正

|                              |   |                                       |                           |
|------------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------|
| 西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳959番1から<br>同 | 旧 | 31.0 <small>メートル</small><br>}<br>17.0 | <small>メートル</small><br>10 |
|------------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------|